

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長 様
（各市町村立学校長）

北海道教育庁学校教育局長 赤 間 幸 人

学校の危機管理マニュアルの改善・充実について（通知）

学校における危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）については、「第2次学校安全の推進に関する計画」に基づいて改善を図るなど、各市町村教育委員会及び学校において対応していただいているところです。

また、道教委では、昨年度、北海道胆振東部地震の対応に関する検証を踏まえて「緊急対応業務内容チェックリスト」を作成し、危機管理マニュアルの見直し・改善に活用していただいているところです。

こうした中、宮城県石巻市立大川小学校において、東日本大震災の津波により犠牲となった児童の遺族が、市と県に損害賠償を求めた訴訟において、危機管理マニュアルの改訂を指導するなど、適切な対応をしていれば被害を防げたとして、市教委や校長等の過失を認定して市と県に賠償を命じた判決が確定し、各学校における事前の防災体制の整備の重要性が改めて示されたところです。

つきましては、「緊急対応業務内容チェックリスト」や平成31年3月11日付け教生学第973号通知「水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について」や参考「大川小の津波訴訟（最高裁）を巡る主な争点における判断」等を踏まえ、特に次の点に留意して、実効性のある危機管理マニュアルとなるよう、内容の改善・充実を図り、事前の防災体制の整備について、各市町村教育委員会においては所管の学校の状況を確認し、必要に応じて指導するとともに、各学校においては地域の実情に応じた改訂をお願いします。

記

危機管理マニュアルにおける主な改善・充実に向けた観点

- 1 各地域の実情に応じた避難場所や避難経路、避難方法を具体的に定め、教職員が共通理解を深める必要があることから、避難活動における役割分担や対応の優先順位、警察や医療機関等の関係機関との連携など、児童生徒の命を守る具体的な行動や方法等の記載
- 2 様々な被害を受ける危険性を予見することがこれまで以上に求められていることから、市町村における最新のハザードマップはもとより、歴史や研究機関の助言等の多角的な情報を反映した避難場所や避難経路の設定
- 3 地域の実情等を十分に踏まえた内容とするため、首長部局防災担当者との連携を図るとともに、地域の防災訓練等への参加など、実効性のある避難訓練の実施と、その評価に基づく改善
- 4 発生時の危機管理だけでなく、過去の事故の発生に関する情報を分析・整理するなどして実情に応じた事前の危機管理について記載するとともに、避難した児童生徒を保護者等に確実に引き渡す方法、待機の仕方や心のケアなど事後の危機管理に係る記載

（生徒指導・学校安全グループ）

【参考】

大川小の津波訴訟（最高裁）を巡る主な争点における判断

① 津波の被害の予見可能性について

河川の堤防から遡上した津波が大川小を浸水させる危険があることを示唆する知見があることを総合すれば、平成 22 年 4 月末の時点において、大川小が津波浸水域に含まれていなかったとしても、学校が地震により発生する津波の被害を受ける危険性を予見することは十分に可能であった。

② 改訂義務の不履行について

- ・学校は、危機管理マニュアルについて、具体的な避難場所とその避難経路及び避難方法を定めて記載する改訂義務を怠った。
- ・市教委は学校に対し、大川小の実情に応じて、危険等発生時において教職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた同マニュアルを作成することを指導すべき義務を怠った。
- ・市教委は、同マニュアルが地域の実情等を踏まえた内容となっているかを確認し、内容に不備があるときは学校に対し、その是正を指示・指導すべき義務を怠った。
- ・同マニュアルを改訂していれば、児童が津波で被災して死亡するという結果を回避することができた。